第 188 号

《今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する》

きゃっちぼーる

平成 19 年 2 月 10 日

前 田 勝 昭 公 認 会 計 士 事 務 所
名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ﾋﾞﾙ８Ｆ
TEL 052（332）6086 Fax 052（332）6096
http://www.maeda-cpa.com/

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 187 回

いよいよ平成 19 年も始まり、あっという間に２月になってしまいました。今年の「出足」はどうでしょうか。「大吉の予感がしますか」・・・それとも・・・

今年は波乱の年になるような予感がします。

したがって、今年のテーマは「忍耐」と「基本（初心）に帰れ」です。節目です。注意をしましょう。

先月「当たり前のこと」の実行をお願いしました。

今回は忍耐をお願いします。

あなたの周りに、あなたに素直に助言、諌言してくださる人がいますか？
そして、あなたはその人の言葉に素直に耳を傾けていますか？
今年の忍耐は、まずこのことから始まります。

- 率先垂範していますか
- 多少売上が落ちたり、利益が落ちたりしても我慢してますか
- 教育の効果はなかなか表れません、まさに日々の積み重ね、そして継続です 必ずじわりと良くなっているはずです、我慢してますか
- なかなか新製品は生まれるものではありません、我慢していますか
- お得意先の開拓は粘りです、継続です、営業員とよく話し合っていますか
- ｅｔｃ

経営は根気、努力、忍耐です！！

前田の《今人生を語る》第 93 回

めざめよ日本人 ⑮

権力を握ると、どうしてもそれを力として振るいたくなり、国民や弱者を泣かせます。では、民主主義の時代の権力者はだれでしょう。

それは、国民です。国民は多数の力で、すなわち、選挙等によって政治家等を変えることができます。そして、その国民をうまくおだてて、アジテイトするのがマスコミです。本来権力は逆に、義務・責任がついて回るはずですが、それを忘れて権利ばかりを主張し、マスコミもそれを助長します。どうにもならない殺伐とした無責任国家を作り上げます。

これが今の日本です。

ではこういった日本を改善するには何が必要ですか。

教育です。義務・責任の勉強です。

これが真の民主主義国家の建設です。美しい国の建設です。

確定申告（平成 18 年及び 19 年以降について）

佐 藤 洋

平成 18 年度の確定申告時期になりました。

申告期間は 2 月 16 日（金）から 3 月 15 日（木）となっております（還付申告書は 2 月 15 日以前でも提出ができます）。

定 率 減 税

平成 11 年より実施されてきた定率減税が平成 18 年度については税額の 10%（12 万 5,000 円を限度）となり、平成 19 年度より廃止されます。

	平成 11 年度～17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
所得税	税額の 20%相当額を控除（25 万円を限度）	税額の 10%相当額を控除（12 万 5,000 円を限度）	廃　止
住民税	税額の 15%相当額を控除（4 万円を限度）	税額の 7.5%相当額を控除（2 万円を限度）	廃　止

地 震 保 険 料 控 除（平成 19 年度より）

平成 19 年分所得税と平成 20 年分住民税から地震保険料控除が新たに創設されます。

地震保険料控除は、マイホームや配偶者その他親族の所有する家屋で、居住の用に供しているもの、又は生活用動産を保険の目的として、地震による損害や地震を原因とする火災による損失に対して支払われる保険契約をした場合には、その支払った保険料の金額を所得から控除するものです。

所得控除額は所得税については、支払った保険料の全額（5 万円を限度）、住民税については支払った保険料の全額の 2 分の 1（2 万 5 千円を限度）となっています。また、確定申告の際には、保険料控除証明書の添付が必要となります。

地震保険料控除の新設に伴い、損害保険料控除が改編され、短期損害保険料控除は廃止され、長期損害保険料控除についても、一定の経過措置を経て、廃止されます。

一定の経過措置とは、平成 18 年 12 月 31 日までに長期損害保険料控除の適用を受けることができる損害保険を契約した場合には、従前の計算方法による損害保険料控除の適用を受けることができます。
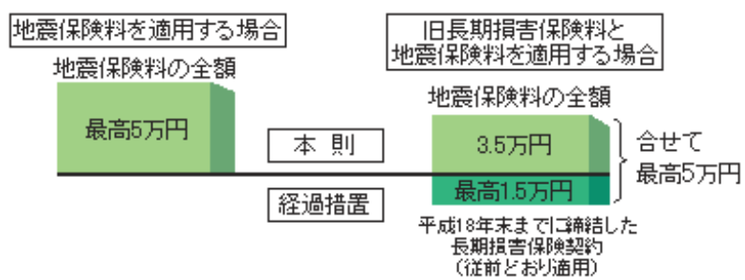
ただし、平成 19 年以降で地震保険料と長期損害保険料の両方がある人は、合わせて最高 5 万円（住民税 2 万 5 千円）が所得控除額となります。